

## 令和 7 年度竹ノ塚駅東口交通広場整備検討に関する費用負担等協定書

足立区（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、  
「竹ノ塚駅東口交通広場整備検討に関する協定書」（令和 6 年 7 月 25 日締結。）第 5 条  
第 2 項の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第 1 条 本協定は、竹ノ塚駅東口交通広場（以下「交通広場という。）整備について、  
令和 7 年度における甲及び乙の検討項目の確認並びに費用負担等を定めることを目  
的とする。

## （検討項目）

第 2 条 令和 7 年度の甲及び乙の検討項目は次のとおりとする。

## （1）甲が主体的に検討する項目

ア 交通広場及び周辺道路計画検討

イ 交通広場整備事業に係る関係機関協議

## （2）乙が主体的に検討する項目

ア 団地再生事業に係る発生集中交通量の影響分析

イ 団地再生事業に係る関係機関協議

2 前項の検討にあたっては、甲乙が連携しながら実施するものとする。

3 第 1 項第 1 号アの甲の検討項目の検討については、業務を効率的に執行するため、  
乙が実施するものとする。

4 甲及び乙は、現時点で甲及び乙が想定する第 1 項第 1 号アの業務の概要が別紙 1  
「令和 7 年度業務内容」のとおりであることを確認するとともに、その詳細は甲乙が  
別途協議して定めるものとする。

## （費用負担）

第 3 条 前条第 1 項の検討項目（前条第 1 項第 1 号アの項目を除く。）の検討に必要な  
費用については、甲乙各々が負担するものとする。

2 前条第 3 項に基づき乙が実施する前条第 1 項第 1 号アの業務については、甲が費  
用を負担するものとする。

3 前項に基づき甲が負担する金額の上限については、別紙 2 「負担額算定調書」の  
とおりとし、具体的な甲の負担額は甲乙が別途協議して定めるものとする。

(発注について)

第4条 甲及び乙は、第2条の業務を実施するにあたり、第三者との間で請負契約、業務委託契約その他の業務の実施にかかる契約を締結する場合は、原則として競争に付す方法により、契約先を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の方法により難しい場合は、その理由を相手方に協議し、合理的理由があると相手方が認めるときは、他の方法によることができるものとする。

3 乙は、前2項の規定により乙が第三者と契約を締結するに当たり、その内容に第2条第1項第1号アの乙が実施し甲が費用を負担する業務を含めるものとし、当該業務及びこれに関連する部分について、甲に対し発注内容を事前に通知し、甲の承諾を得た上、発注するものとする。

(契約関係資料の提出)

第5条 乙は、前条の規定により乙が第三者と締結した契約について、当該契約書の写し等の資料を契約締結後、速やかに甲へ提出するものとする。

(完了の確認等)

第6条 乙は、第2条第1項第1号アの業務について、業務完了後、検討内容の成果品を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、前項の甲の確認完了後、当該業務の成果品を甲に引き渡すものとする。

(支払い)

第7条 甲は、前条の確認完了後、乙の請求により、第3条第3項により定める甲の負担額の支払いを行うものとする。

2 甲は、乙からの支払い請求を受けたときは、請求のあった日から起算して30日以内に、支払いを行うものとする。

(進捗状況の報告)

第8条 甲及び乙は、必要に応じて相互に進捗状況の報告を行うものとする。

2 乙は、第2条第1項第1号アの業務について、甲から進捗状況の報告又は業務内容に関する打合せを求められた場合、その都度、甲、乙及び乙の契約先の三者による打合せの場を設けるものとする。打合せの実施方法等の詳細は、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

3 前項の打合せについて、乙は、甲の意向を尊重するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、本協定に違反し、又は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、相手方に対しその損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 正当な理由なく本協定に基づく義務を執行しないとき。

(2) 前号のほか、本協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲又は乙は、前項による本協定の解除を行った場合に生じた損害を、その相手方に請求することができるものとする。この場合において、本協定の全部又は一部を解除された相手方は、解除により相手方に生じた損害の賠償を請求できないものとする。

(協定の変更)

第12条 本協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(行政上の手続等)

第13条 本協定の実施に伴い必要となる行政上の手続及び第三者との協議は、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

(苦情等の処理)

第14条 本協定の実施に伴う第三者からの苦情等については、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区長 近 藤 弥 生

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 西 野 健 介

## 令和 7 年度業務内容

| 実施者 | 業務内容                                                     | 備考 |
|-----|----------------------------------------------------------|----|
| 乙   | 交通広場及び周辺道路計画検討<br>（1）東口駅前広場再整備計画 1 式<br>（2）周辺道路再整備計画 1 式 |    |

【別紙 2】

負担額算定調書

(単位：千円)

| 実施者 | 業務内容           | 金額     | 費用負担額  |   |
|-----|----------------|--------|--------|---|
|     |                |        | 甲      | 乙 |
| 乙   | 交通広場及び周辺道路計画検討 | 18,040 | 18,040 | 0 |
|     | 小計             | 18,040 | 18,040 | 0 |
| 合計  |                | 18,040 | 18,040 | 0 |

※金額は税込み